

【緊急】新型コロナウイルス感染症にかかる注意喚起（3月20日）（入国規制の例外）

●3月18日の領事メールにて、日本を含む13か国からの渡航者の入国が禁止される旨お伝えしましたが、同20日、ナイジェリア連邦政府官房長官室は、実施は21日（土）からで、対象者のうち帰国するナイジェリア人、外交官及びナイジェリアの滞在許可を有する外国人は入国可能（ただし、入国後14日間の自主隔離（self-isolate）を求める）と発表しましたので、お知らせいたします。

●邦人の皆様におかれましては、累次領事メール等を参照いただくとともに、引き続き、最新の情報を入手するとともに、感染予防に努めてください。

1 入国禁止に係るナイジェリア政府の発表

3月18日の領事メールでお知らせしましたとおり、ナイジェリア政府は新型コロナウイルス対策タスクフォース（議長：連邦政府官房長官）の決定事項として、日本を含む13か国からの渡航者の入国を禁止すると発表しましたが、20日、右連邦政府官房長官室は、右入国規制に関するよくある質問（FAQ）として、以下のとおり発表しました。

（1）入国禁止措置の実施は3月21日（土）以降適用される。

（2）入国禁止措置の対象は、13か国（中国、イタリア、イラン、韓国、スペイン、日本、フランス、ドイツ、米国、ノルウェー、英国、オランダ及びスイス）で、これらの国に居住している場合、または、直前の14日間にこれらの国を訪問した場合は、ナイジェリアに入国できないというもの。

（3）他方、帰国するナイジェリア人、外交官及びナイジェリアの滞在許可を有する外国人については、入国を認めるが、入国後14日間の自主隔離（self-isolate）が求められる。

（4）入国禁止措置は、上記2の対象13か国が経由地となる場合も適用される（帰国するナイジェリア人、外交官及び滞在許可を有する外国人は例外。）。

2 このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

○在ナイジェリア日本国大使館（医務班／領事班）

電話：090-6000-9019 または 090-6000-9099

※国外からは（国番号 234）90-6000-9019 または 90-6000-9099

夜間緊急連絡用電話：080-3629-0293

※国外からは（国番号 234）80-3629-0293

ホームページ： <http://www.ng.emb-japan.go.jp/j/>

電子メール： visanigeria@la.mofa.go.jp

（了）